HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	１９９７年のヨーロッパ国籍条約
Author(s)	奥田, 安弘; 館田, 晶子
Citation	北大法学論集, 50(5), 93-131
Issue Date	2000-01-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14986
Type	bulletin (article)
File Information	50(5)_p93-131.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

一九九七年のヨーロッパ国籍条約

奥田安弘
館田晶子

一　はじめに

本稿で紹介するのは、一九九七年にヨーロッパ評議会（Council of Europe）[1]の閣僚委員会が採択した「国籍に関するヨーロッパ条約（European Convention on Nationality）」（以下では「ヨーロッパ国籍条約」ないし「本条約」という）である。

本稿は、本条約の正文である英語およびフランス語の条文を翻訳すると共に、一次資料にもとづき逐条解説を試みるものである。[2]ここで使用した資料は、次のとおりである。

European Convention on Nationality, European Treaty Series/166.（条約正文・英仏）

European Convention on Nationality and Explanatory Report, 1997.（以下では「報告書」という。）

Request for an opinion from the Committee of Ministers to the Assembly on the draft European convention on nationality, Parliamentary Assembly Doc.7665 (25/Sep./1996).（条約草案・英仏）

Opinion on the draft European convention on nationality (Rapporteur: Mrs Aguiar, Portugal, Liberal, Democratic and Reformers' Group), Parliamentary Assembly Doc.7719 (20/Dec./1996).（以下では「Aguiar レポート」という。英仏）

Report giving an opinion on the draft European convention on nationality (Rapporteur: Mr Fogaš, Slovak Republic, Socialist Group), Parliamentary Assembly Doc.7718 (23/Jan./1997).（以下では「Fogaš レポート」という。英仏）

ところで、ヨーロッパ評議会といえば、一九六三年の「重国籍の場合の減少及び重国籍の場合の兵役義務に関する条約」（以下では「一九六三年条約」という）が思い起こされるが、この条約は、もはや現実にそぐわないという認識が広まっていた。

すなわち、一九六三年条約は、基本的に重国籍が望ましいものではなく、これを可能な限り防止するという立場であった。しかし、その後のヨーロッパ諸国における移住労働者の増加と定住、受入国への統合の必要性、国際結婚の増加、ヨーロッパ連合構成国間の自由移動などにより、かような重国籍防止の原則は見直しを迫られることになった。(3) また一九三〇年の「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」（以下では「国籍法抵触条約」という）以来、国籍に関する条約が多数成立していた。(4) そのため、これらの条約および国内法における最近の発展を一つの条約にまとめる必要性が出てきた。さらに一九八九年以来の中東欧諸国における政治的変革により、これらの諸国のほとんどは、新たに国籍法や外人法を制定する必要に迫られていたので、包括的な国籍条約は、その基準を設定することになるであろう。これらがヨーロッパ国籍条約の成立を促した要因である（報告書二三頁～二五頁。Fogaš レポート六頁も参照）。

このヨーロッパ国籍条約は、次のような手続を経て作成された。まず一九九二年一二月、重国籍専門家委員会（Committee of Experts on Multiple Nationality＝CJ－PL）――後に国籍専

門家委員会（Committee of Experts on Nationality＝CJ－NA）と改称――は、全ヨーロッパに通用する新しい包括的な国籍条約の実現可能性に関する研究に着手した。これにもとづき、国籍専門家委員会は、一九九三年一一月から、草案の準備を開始した。同委員会の作業グループは、一九九四年三月から一九九六年一一月まで計九回の会合を開き、また同委員会は、一九九三年一一月から一九九六年七月まで計五回の会合を開いた。同委員会によって作成された条約草案は、関係者に意見陳述の機会を与えるため、一九九五年二月に公表された（報告書二二頁）。

その後、諮問会議（Parliamentary Assembly）、人権運営委員会（CDDH）、ヨーロッパ移民委員会（CDMG）、国際公法諮問特別委員会（CAHDI）、家族法専門家委員会（CJ－FA）などとの協議を経て、一九九六年一一月二九日、条約草案がヨーロッパ法律協力委員会（CDCJ）によって完成され、翌一九九七年五月一四日、閣僚委員会（Committee of Ministers）によって正式に採択された。そして、このヨーロッパ国籍条約は、一九九七年一一月六日から署名のために開放されている（報告書二三頁）。

本条約は、ヨーロッパ評議会構成国（四一か国）のうち三か国の批准によって発効するが（条約二七条二項）、一九九九年一一月三〇日までに、オーストリア、モルドバおよびスロバキアが批准し、二〇〇〇年三月一日から発効することになっている。なお署名のみの国としては、アルバニア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、マケドニアがある。さらに本条約は、その作成に参加したヨーロッパ評議会非構成国による署名のためにも開放されているが（同条一項）、これらの国で署名したものはない(5)。

(1) Council of Europeは、ヨーロッパ審議会ないし理事会とも訳されているが、本稿では、ヨーロッパ評議会という訳語を採用した。

(2) これらの資料の収集については、立命館大学ヨーロッパ審議会寄託図書館のお世話になった。ここに記して、謝意を表したい。なお、本条約の英語の正文および報告書は、Human Rights Law Journal, Vol.19, 1999, p.282-298および英語の正文のみは、International Legal Materials, Vol.37, 1998, p.44-55に掲載されている。さらに、一九六三年条約およびその議定書ならびにヨーロッパ国籍条約

草案は、B.Nascimbene (ed.), Nationality Laws in the European Union/Le droit de la nationalité dans l'Union européenne, 1996, p.20-53 に掲載されている。

(3) 現に、一九六三年条約改正に関する一九九三年第二議定書は、重国籍防止の原則に一定の例外を設けたが、まだ十分ではなかった。詳細については、第五章冒頭の解説参照。

(4) 報告書二四頁注1は、次のような条約を挙げている。一九四八年の世界人権宣言、一九五一年の難民の地位に関する条約、一九五四年の無国籍者の地位に関する条約、一九五七年の既婚女性の国籍に関する条約、一九六一年の無国籍の減少に関する条約、一九六一年の外交関係に関するウィーン条約および一九六三年の領事関係に関するウィーン条約の国籍取得に関する選択議定書、一九六四年の国籍取得についての情報交換に関する国際戸籍委員会条約、一九六六年のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、一九六六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約、一九六七年の養子縁組に関するヨーロッパ条約、一九六九年の人権に関する米州条約、一九七三年の無国籍の場合の数を減少させるための国際戸籍委員会条約、一九七九年の女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、一九八九年の子どもの権利に関する条約。

(5) ヨーロッパ評議会のウェブサイト (http://www.coe.fr/tablconv/166t.htm) 参照。

二　条文および逐条解説

国籍に関するヨーロッパ条約

前文

ヨーロッパ評議会構成国及びその他の条約署名国は、

ヨーロッパ評議会の目標が構成国間のより緊密な団結の実現であることを考慮し、

国籍、重国籍及び無国籍に関する多数の国際文書に留意し、

国籍に対する国家及び個人の正当な利益が共に考慮されるべきことを認め、

国籍に関する法原則の漸進的発展及びかかる原則の国内法への採用を促進することを希求すると共に、可能な限り

無国籍の場合の発生を防止することを希求し、

国籍に関する事項における差別を防止することを希求し、人権及び基本的自由の保護に関する条約第八条に規定された家庭生活の尊重を受ける権利を自覚し、

国家が重国籍問題について様々な立場にあることに留意すると共に、いずれの国家も、自国民による外国国籍の取得又は保有に対していかなる結果を国内法上付与するかにつき自由であることを認め、

重国籍の効果、とりわけ重国籍者の権利義務について、適切な解決を見出すことが望ましいことを合意し、

二以上の締約国の国籍を有する者は、かかる締約国のうちの一つにおいてのみ兵役義務の履行を求められることが望ましいことを考慮し、

国籍問題に責任のある各国官庁間の国際協力の促進が必要であることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条（条約の趣旨）

この条約は、締約国の国内法が服すべき自然人の国籍に関する原則及び規則並びに重国籍の場合の兵役義務に関する規則を定める。

この規定は、条約の趣旨を明らかにしている。すなわち、条約の趣旨は、国籍に関する一般原則と個別の規則を定め、併せて重国籍の場合の兵役義務に関する規則を定めることである。ここで「締約国の国内法が服すべき…規則」と述べているのは、この条約が自力執行条約ではないこと、それゆえ条約の規則を国内法に編入する必要があることを意味している（報告書二八頁）。

第二条（定義）

この条約の適用上、

a　「国籍」とは、ある者と国家との法的紐帯をいい、その者の種族的出身を示すものではない。

b　「重国籍」とは、同一の者が同時に二以上の国籍を保有することをいう。

c「子ども」とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、その者に適用される法によって、より早く成年に達したものを除く。

d「国内法」とは、国家の法制度の（枠内で定められた）〔仏〕あらゆる形態の規定をいい、（とりわけ）〔仏〕憲法、制定法、行政規則、デクレ、判例、慣習法及び国家慣行、並びに拘束力を有する国際文書に由来する規則をいう。

この規定は、条約で使われている幾つかの用語を定義している。まず「国籍」の定義（a号）について、報告書二八頁は、「帰属の社会的事実、存在の真正な牽連関係、利害および感情を基礎とした、相互の権利義務を伴う法的紐帯（legal bond）」というノッテボーム事件に関する国際司法裁判所判決（ICJ Reports 1955, p.23）を引用しており、その影響を受けたことを明らかにしている。

なおスロバキア共和国のFogašは、nationalityという用語について、条約の表題を含め、これをすべてcitizenshipに置き換えることを提案していた。彼によると、nationalityは、本質的に西側の概念であり、中東欧諸国では、きわめて漠然とした理論上の意味しかなく、とくに多数のナショナル・マイノリティを抱える国では特殊な意味で用いられ、誤解の元になっている、というのである。しかし、専門家委員会は、当初からnationalityとcitizenshipを同義語と解していた。そして、nationalityという用語に種族的な意味がないことを明らかにするために、二条a号のような定義を採用したのである（Fogašレポート一三頁～一四頁）。

つぎに「重国籍」（b号）とは、二重国籍だけでなく、三重国籍以上も含んでいる。また「子ども」の定義（c号）は、一九八九年の子どもの権利条約一条にならったものである。ここでいう「その者に適用される法」とは、国際私法を含む。さらに「国内法」（d号）とは、国家法秩序のすべての規定を含む。ここでいう「拘束力を有する国際文書に由来する規則」とは、直接適用条約だけでなく、国内法に編入された条約を含んでいる（報告書二九頁）。

第二章　国籍に関する一般原則

第三条（国家の権限）

1　何人が自国民であるかを自国の法令によって決定することは、各国の権限に属する。

2　右の法令は、国籍に関する国際条約、慣習国際法及び一般に承認された法の原則に反しない限り、他の国家により承認されなければならない。

三条一項は、国籍が原則として国内管轄事項であることを定めている。報告書二九頁は、一九三〇年の国籍法抵触条約を引用して、その影響を受けたことを明らかにしている。すなわち、この条約の一条は、本条と同様に、「何人が自国民であるかを自国の法令によって決定することは、各国の権限に属する。この法令は、国籍に関する国際条約、慣習国際法及び一般に承認された法の原則に反しない限り、他の国家により承認されなければならない」と規定していた。ただし、報告書二九頁は、さらに「第二次世界大戦後の人権法の発展に伴い、この分野における国家の裁量は個人の基本権をより一層考慮すべきである、という認識が高まっている」としている。

第四条（原則）

国籍に関する各締約国の規則は、次の原則に基づかなければならない。

a　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

b　無国籍の発生は、防止しなければならない。

c　何人も、ほしいままにその国籍を奪われない。

d　締約国の国民と他国民の間の婚姻及び婚姻の解消並びに婚姻中の一方配偶者による国籍変更は、いずれも他方配偶者の国籍について当然には効力を及ぼさない。

この規定は、国籍の得喪に関する個々の規則の基礎となる一般原則を示し、各締約国の国内法がこれらを遵守すべきであるとしている（報告書三〇頁）。

まずa号は、国籍取得権（right to a nationality）を挙げている。報告書三〇頁は、すべての人の国籍取得権を定めた世界人権宣言一五条、および子どもの国籍取得権を定めた子どもの権利条約七条を引用して、これらの条約から影響を受けたことを明らかにしている。この規定は、無国籍の防止と表裏一体であり、その意味では、次のb号と密接に関連している。また具体的にどの国の国籍を取得すべきであるかは、各締約国の国籍法によって決定されることを前提としているから、前条の規定と

も矛盾しない（報告書三〇頁）。

つぎにb号は、無国籍の防止を挙げている。報告書三〇頁は、これを慣習国際法の一部であるとさえ述べている。また無国籍の定義については、一九五四年の無国籍者の地位に関する条約一条を引用している。これによると、「無国籍者」とは、「いかなる国の法律によっても国民とみなされない者をいう」とされており、事実上の無国籍者ではなく、法律上の無国籍者だけが対象とされる。なお本条約は、無国籍の防止のために様々な規定を置いているが、とくに七条三項および八条一項が重要である（報告書三一頁）。

さらにc号は、国籍の恣意的剥奪の禁止を挙げている。これは、世界人権宣言一五条二項にならったものである。国籍の恣意的剥奪の禁止には、実体的側面と手続的側面がある。実体的側面としては、一般に国籍の剥奪は、予見可能であること、原因との均衡がとれていること、法律によって規定されていること、という三つの要件を満たさなければならない。たとえば、五条一項にいう差別に当たる国籍の剥奪は、四条c号にも違反する。より具体的には、七条において、国籍の剥奪が許される場合が規定されており、無国籍となる場合には、原則として国籍を剥奪してはならない（七条三項）。一方、手続的側面は、第四章に規定されており、とくに国籍に関する様々な決定は、書面により理由が付されていること（一一条）、および行政審査または司法審査の途が開かれていること（一二条）が求められる（報告書三一頁）。

最後にd号は、夫婦間の平等を定めており、一九五七年の既婚女性の国籍に関する条約一条を拡大したものである（報告書三二頁）。

第五条（差別の禁止）

1　国籍に関する締約国の規則は、性、宗教、人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別に相当する区別を定めてはならず、又はかかる国家慣行を伴ってはならない。

2　各締約国は、生来の国民であるか、後天的に国籍を取得した者であるかを問わず、国民間の無差別原則を守らなければならない。

この規定は、国籍に関する差別禁止の原則を定めている。まず報告書三二頁は、五条一項について、「差別（discrimination）」という文言を用いた一九五〇年の「人権及び基本

的自由の保護に関する条約」（以下では「ヨーロッパ人権条約」という）一四条、および「区別（distinction）」という文言を用いた世界人権宣言二条を考慮したと述べている。これは、「差別に相当する区別を定めては…ならない」という文言を指していると思われる。

なお専門家委員会が作成した条約草案の前文は、ヨーロッパ人権条約一四条の無差別原則に言及していたが、ヨーロッパ法律協力委員会によって削除された。諮問会議は、これを遺憾としていたが（Fogás レポート一〇頁）、結局、五条一項の文言がヨーロッパ人権条約一四条を反映するに留まった。

ところで、国籍の付与とは、そもそも一定の基準にもとづいて、国民の範囲を決定することであるから、一定の場合に、何らかの優遇措置がとられることは必然である。たとえば、国語の能力があることを帰化の条件としたり、血統や出生地によって簡易な国籍取得が認められることは、その例である。この条約自体が六条四項において、一定の場合における簡易な国籍取得を定めている。また、たとえばEU構成国が他のEU構成国の国民に対して、通常より短い居住期間で帰化を認めたとしても、民族的出身による差別には当たらないであろう。このように差別に相当しない区別は、五条一項により禁止された差別に相当する区別と明確に分けて考えなければならない（報告書二二頁）。

さらに五条一項にいう「民族的若しくは種族的出身」という文言は、一九六六年のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約一条およびヨーロッパ人権条約一四条の一部にならったものである。これは、宗教的出身も含んでいる。これに対して、「社会的出身」という文言は、あまりに不明確であるので、採用されなかった。ヨーロッパ人権条約一四条に規定された差別の幾つかも、国籍の分野における差別にはならないと考えられたので、五条一項には挙げられていない（報告書三二頁～三三頁）。

もっとも、諮問会議は、草案五条が言語またはナショナル・マイノリティーに属することによる差別を挙げていないことに懸念を表明していた。それによると、多数の国家の帰化立法が一定程度の国語能力を要求していることは、言語を無差別条項から除く理由とはならない。すなわち、ある人が当該国家の公用語を話す能力があるか否かを審査することと、かような審査をしないで、単に母国語が異なることを理由として国籍取得権を否定することは、別の問題である。また、締約国の立法が帰化の条件として国語能力を要求することが許されるとしても、

これは、複数の公用語をもつ多言語国家において、多数派言語に有利な差別をすることとは異なるであろう。そこで諮問会議は、「ナショナル・マイノリティーに属すること」による差別や「公用語間の差別」を禁止する文言を入れるように提案したが（Fogaレポート一〇頁～一一頁。同三頁も参照）、結局は採用されなかった。

つぎに五条二項は、生来の国民とその他の国民、たとえば帰化した者などとの間の差別の撤廃を宣言したものであり、あらゆる場合に従うべき強行規定を定めたものではない。たとえば、七条一項b号は、不正行為によって国籍を取得した者の国籍喪失を定めているが、これは無差別原則の例外である（報告書三三頁）。

第三章　国籍に関する諸規則

第六条（国籍の取得）

1　各締約国は、国内法において、左に掲げる者が法律上当然に国籍を取得することを規定しなければならない。

a　外国で生まれた子どもに関する国内法上の規定による例外を除き、出生の時に親の一方が締約国の国籍を有していた子ども。認知、裁判その他類似の手続により親子関係が成立する子どもについて、各締約国は、子どもが国内法によって定められた手続に従い国籍を取得することを規定することができる。

b　締約国の領域内で発見され、その国籍を取得しなければ無国籍になる棄児

2　各締約国は、国内法において、その領域内で出生し生来的に他の国籍を取得しない子どもが国籍を取得することを規定しなければならない。この国籍は、左のいずれかの形態で付与されなければならない。

a　出生の時からの法律上当然の国籍付与

b　出生後に、無国籍のままでいる子どもについて、締約国の国内法において規定された様式に従い、子ども本人又は代理人が主務官庁に対してなした申請にもとづく国籍付与。この申請は、申請前から引き続き五年を越えない期間、その領域内に合法的な常居所を有していることを要件とすることができる。

3　各締約国は、国内法において、その領域内に合法的な

常居所を有する者の帰化制度を設けなければならない。帰化条件を定めるにあたっては、申請に先立つ一〇年を越える居住期間を規定してはならない。

4　各締約国は、国内法において、左に掲げる者の国籍取得を容易にしなければならない。

a　自国民の配偶者
b　第六条一項a号の例外に該当する自国民の子ども
c　両親の一方がその国籍を取得するか、又はすでに取得した子ども
d　自国民と養子縁組をした子ども
e　領域内で生まれ、かつ合法的な常居所を有する者
f　十八歳より前から始まる一定の期間、領域内に合法的な常居所を有する者。この期間は、当該締約国の国内法によって定める。
g　領域内に合法的な常居所を有する無国籍者及び難民認定を受けた者

本条は、締約国が国内法に規定すべき国籍取得のルールを定めている。

まず六条一項a号により、締約国の国内法は、親の一方が自国民である子どもが自動的に国籍を取得することを認めなければならない。ただし、外国で生まれた子どもについては、例外を規定することができる。また、親子関係が認知や裁判手続などによって成立する場合には、国籍取得を一定の法律手続によらせることができる（報告書三三頁）。

ところで、移民・難民・人口問題委員会は、外国で生まれた子どもに関する例外規定に反対の立場であった。すなわち、これは、明らかに外国で生まれた国民に対する差別であるから、かような例外規定を削除すべきであると主張していた（Aguiar レポート四頁）。しかし、この主張は受け入れられなかった。

一方、六条一項b号にいう棄児とは、締約国の領域内で両親や国籍が不明の状態で棄てられているところを発見され、本号を適用しなければ無国籍となる新生児をいう。この規定は、一九六一年の無国籍の減少に関する条約二条にならったものである。なお反対の証明がないかぎり、棄児が自国民の子どもである、すなわち自国民であるとみなすことによっても、本号の義務を果たしたことになる（報告書三四頁）。

つぎに六条二項は、締約国の領域内で出生し、生来的に他の国籍を取得しない子どもに適用され、無国籍の防止に関する四条b号を具体化したものである。その文言は、一九六一年の無

国籍の減少に関する条約一条にならった。六条二項に該当する子どもは、出生によって国籍を取得しない場合には、法定の手続により国籍取得を申請できることが国内法で規定されなければならない。申請期限は定まっていないが、この規定は「子ども」にだけ適用されるから、二条c号の定義により、原則として十八歳が申請期限となる。また五年を越えない一定期間、合法的な常居所を有することという要件は、かかる居住が実効的であり、かつ当該国家の外国人の在留に関する規定に違反していないことを意味している（報告書三四頁）。

さらに六条三項は、締約国の領域内に合法的な常居所を有する外国人が帰化できるよう国内法で定めるべきことを規定している。帰化に必要な居住期間は、最大で一〇年とされている。ほとんどのヨーロッパ諸国では、五年ないし一〇年の居住が必要とされているから、これは一般的な基準に合致している。また締約国は、統合という観点などから正当と認められる帰化条件をこのほかに定めることができる（報告書三四頁～三五頁）。

最後に六条四項は、国籍取得を容易にすべき者について定めている。このa号からg号に該当する者のすべてについて、国籍取得が簡易化されなければならない。ここでいう国籍取得とは、帰化のほかに、法律上当然の国籍取得なども含まれる。締約国は、各号に該当する者の国籍取得の条件を緩和すれば足りる。たとえば、必要な居住年数の短縮、言語条件の緩和、手続の簡易化、手数料の低減などである。かような国籍取得の申請に対して、実際に国籍を与えるか否かは、依然として締約国の裁量に委ねられている（報告書三五頁）。

四項a号については、すでに一九七七年の異国籍夫婦の国籍に関するヨーロッパ評議会の閣僚委員会決議（七七）一二が、外国人配偶者の国籍取得を容易にするために優遇措置をとるべきことを勧告している。またd号についても、すでに一九六七年の養子縁組に関するヨーロッパ条約一一条が、養子の国籍取得を容易にすべきことを求めている。d号にいう養子とは、自国法による養子縁組にもとづく場合だけでなく、外国における養子縁組が自国法により承認される場合を含んでいる。さらにe号およびf号は、主に移民の二世および三世からの申請に適用される。彼らは、子ども時代を受入れ国で過ごしたのであるから、その社会に統合されやすく、それゆえ国籍取得も簡易化されなければならない（一九六三年条約第二改正議定書参照）。ただし、締約国は、簡易化された国籍取得の申請期限を定めることができる。最後に、g号にいう「難民認定を受けた者」には、一九五一年の難民の地位に関するジュネーブ条約および一

九六七年の議定書により認定を受けた難民が含まれるが、締約国は、その他の難民をg号にいう難民に含めることができる。ちなみに、一九五一年のジュネーブ条約三四条も、認定難民の簡易帰化を規定している。なお、本条約に違反して、故意に無国籍になった者は、簡易手続による国籍取得の対象とはならない（報告書三五頁～三六頁）。

第七条（法律上当然の又は締約国主導の国籍喪失）

1　締約国は、左に掲げる場合を除き、国内法において、法律上当然の又は締約国主導の国籍喪失を規定してはならない。

a　任意の外国国籍取得

b　詐欺的行為、虚偽の情報提供又は申請者に係る事実の秘匿による締約国の国籍取得

c　外国の軍隊における任意の兵役従事

d　締約国の重大な利益を著しく侵害する行為

e　外国に常居所を有する国民と締約国との間の真正な〔英〕＝実効的な〔仏〕結合関係の欠如

f　子どもが締約国の国籍を法律上当然に取得するための国内法上の要件を満たさないことが、未成年の間に証明されたとき。

g　子どもが養親の一方若しくは双方の外国国籍を取得し又は保有する場合の養子縁組

2　締約国は、前項c号及びd号に該当する場合を除き、親の国籍喪失による子どもの国籍喪失を規定することができる。ただし、親の一方が国籍を保持するときは、子どもはその国籍を失わない。

3　前二項による国籍喪失は、その者が無国籍となるときは、国内法において規定してはならない。ただし、この条の第一項b号に該当する場合を除く。

この規定は、法律上当然に、または締約国の主導によって、国籍を失う場合を限定的に列挙している。すなわち、本条に規定された場合に限り、締約国は、国籍を剥奪することができる。本条は、否定形で規定されているが、これは、本条に規定された場合に該当しない限り、法律上当然の、または締約国主導の国籍喪失が生じないことを強調するためである。むろん締約国は、本条に該当する場合であっても、国籍を維持させることはできる（報告書三六頁）。

七条一項a号にいう「任意の外国国籍取得」とは、個人の自由意思による国籍取得を意味し、法律上当然の国籍取得を含まない。一九六三年条約一条によると、同条約第一章を受諾した締約国は、任意の外国国籍取得があった場合、国籍を喪失させる義務を負っていたが、本条約では、かような場合に国籍を喪失させるか否かは、締約国の判断に任されている（報告書三六頁～三七頁）。

b号にいう「詐欺的行為、虚偽の情報提供又は申請者に係る事実の秘匿」とは、国籍取得の際に重要であった申請者の作為または不作為の結果でなければならない。たとえば、ある者が締約国の国籍を取得する際に、従来の国籍を事後的に離脱することが条件であったにもかかわらず、それをしなかったときがこれに該当する。また「申請者に係る事実の秘匿」とは、（重婚など）その者の国籍取得を妨げる事実の秘匿を意味している。「係る事実」とは、他の国籍を有することの秘匿や重大な犯罪による有罪判決の秘匿など、あらかじめ分かっていれば国籍を与えなかったであろう事実をいう。さらに（虚偽の証明書などによる）詐欺、脅迫、贈賄などの不正行為による国籍取得にも、この規定が適用される。この規定に該当する国籍の不正取得があった場合、国籍を撤回するか（国籍喪失）、それとも国籍を取得しなかったものとみなすか（国籍取得の無効）は、締約国の自由である（報告書三七頁）。

c号は、外国の軍隊での任意の兵役従事を挙げているが、それが陸・海・空軍の要員であるか、その他の要員であるかを問わない。むろん国籍取得前に、元の国籍国の兵役に従事したことは含まれない。また、国籍国が参加する多国籍軍への従軍や、二国間条約や多数国間条約による他国での任意の兵役も、c号にいう「外国の軍隊における任意の兵役従事」には当たらない。ここで念頭に置かれているのは、職業軍人として外国の軍隊に任意に従軍する者である。二一条三項a号に定められた別の国籍国での兵役の選択は、ここでは問題とならない。さらに条約全体がそうであるように、この規定も自力執行力を持たないため、締約国は、国内立法に際して、この規定を適用するための具体的な条件を定めなければならない（報告書三七頁～三八頁）。

なお諮問会議は、この規定自体が全く受け入れがたいこと、締約国の重大な利益を著しく侵害する行為を国籍喪失事由とする七条一項d号と重複すること、国籍法の一般原則を定めた四条のa号からc号までの規定と明らかに相入れないことを理由として、この規定を削除するか、または少なくとも「戦時にお

ける外国の軍隊又は警察での任意の勤務」という文言に修正すべきことを提案していた（Fogas レポート三頁、一一頁～一二頁）。しかし、この提案は採用されなかった。

d号にいう「締約国の重大な利益を著しく侵害する行為」という文言は、一九六一年の無国籍の減少に関する条約八条三項a号(ii)にならったものである。かかる行為としては、とりわけ国家反逆罪など当該国家の重大な利益に反する活動（たとえば外国の秘密諜報機関のための仕事）が挙げられるが、通常の刑事犯罪は、いかに重大なものであっても含まれない。なお、前述の一九六一年条約は、国家の重大な利益を著しく侵害する行為が国籍剥奪の原因となりうるとする点について、それが当該国家の国内法上現に国籍剥奪の原因とされており、かつ条約の署名、批准または加入の時に、これを維持することを宣言した場合に限定している（報告書三八頁）。

e号の主たる目的は、外国に定住する国民が何世代にもわたって国籍を保持することを阻止できるようにすることである。e号にいう「真正な結合関係の欠如」という文言は、外国に定住する重国籍者にだけ当てはまる。また、この規定は、かような個人や家族が外国に数世代にわたり定住してきたため、国家との真正かつ実効的な結合関係がない場合などに適用される。この場合、当該国家は、かような国籍喪失の情報が確実に当該個人に伝わるように、あらゆる合理的措置をとることが期待されている。真正な結合関係の欠如を証明する手段としては、たとえば締約国の主務官庁に対して、登録、身分証明書または旅券などの申請、国籍留保の意思表示がなかったことなどを挙げることができる。またe号の解釈にあたっては、国籍を個人と国家の法的紐帯と定義する二条a号、国籍をほしいままに奪うことを禁じた四条c号、外国で生まれた子どもに対して例外的に親の国籍取得を除外しうると定めた六条一項a号、国籍の喪失に関する決定について行政上または司法上の審査を求める権利を定めた一二条を併せて参照しなければならない（報告書三八頁～三九頁）。

ところで、移民・難民・人口問題委員会は、この規定に反対の立場であった。すなわち、この規定は、四条c号によって禁止された国籍の恣意的剥奪に等しく、また七条一項a号がすでに任意の外国国籍取得による国籍喪失を規定しているのであるから、e号は不要であると主張していた（Aguiar レポート五頁）。しかし、この主張は受け入れられなかった。

f号は、子どもの身分の変更によって国籍保有の前提条件が失われた場合を規定している。たとえば、若干の国では、子ど

もが父母のいずれかとの親子関係にもとづいて国籍を取得し、のちにそれが真実の父母ではなかったことが明らかになった場合、その子どもは、無国籍とならない限り、国籍を失うとされている。かかる国籍喪失の効力、すなわち、将来に向けて国籍を喪失するのか、それとも当初から国籍を取得しなかったものとみなすのかは、締約国の国内法に委ねられている（報告書三九頁）。

g号は、養子が養親の国籍をすでに取得していたか、または新たに取得する場合、従来の国籍を喪失しうることを規定している。これは、「養子縁組を理由とする国籍の喪失は、他の国籍の保持又は取得を条件としなければならない」と定めた養子縁組に関するヨーロッパ条約一一条二項と抵触するものではない（報告書三九～四〇頁）。

七条二項は、親の国籍喪失によって、子どもの国籍が影響を受ける可能性があることを規定している。すなわち、締約国は、親が七条一項により国籍を喪失した場合、子どもの国籍も失わせることができる。ただし、七条一項c号またはd号の場合は除かれる。なぜなら、親が非難されるべき行為によって、子どもが不利益を被るべきではないからである。さらに、父母の一方が当該国籍を保持するときは、子どもは国籍を失わないとされている。この規定を適用するにあたっては、締約国は、いかなる場合にも、子どもの最善の利益を重視することが求められる（報告書四〇頁）。

七条三項は、前二項による国籍の喪失が無国籍の発生を招く場合には、その適用を制限する規定であり、四条b号の一般原則を具体化したものである。不正行為による国籍取得に関する七条一項b号は、無国籍が発生しても、国籍喪失が許される唯一の場合であり、その意味では、一九六一年の無国籍の減少に関する条約八条よりも、はるかに無国籍の防止が徹底されている（報告書四〇頁）。

第八条（個人主導の国籍喪失）

1　各締約国は、その者が無国籍とならない限り、国籍の離脱を認めなければならない。

2　前項にかかわらず、締約国は、国内法において、外国に常居所を有する国民のみが国籍を離脱できると規定することができる。

この規定は、「個人主導の国籍喪失」という見出しになっているが、要するに国籍離脱の自由を定めたものである。

八条一項によると、締約国は、自国民が無国籍にならない限り、国籍の離脱を認めた規定を国内法に設けなければならない。なぜなら、個人の意思は、国家との法的紐帯の永続性にかかわる要素のひとつだからである。ここでいう国籍の離脱とは、離脱の申請およびそれに続く主務官庁の承認などを含んだ広い意味に解釈されるべきである。問題となるのは、他の国籍を取得する前に、国籍離脱が認められたり、それが求められている場合である。この場合、新たな国籍が取得できなかったときは、元の国籍国は、無国籍を防止するため、国籍回復を認めるか、または国籍を喪失しなかったものとみなさなければならない（報告書四〇頁～四一頁）。

八条二項によると、前項にかかわらず、締約国は、外国に常居所を有する者に対してのみ国籍離脱の自由を認めることができる。逆にいえば、外国に常居所を有する者について、単に本国の兵役義務を終えていないことや、本国において民事や刑事の訴訟が係属中であることだけを理由として、国籍離脱の自由を否定することはできない（報告書四一頁）。

第九条（国籍の回復）

各締約国は、国内法が定めた要件及び条件のもとで、その領域内に合法的な常居所を有する元の国民による国籍の回復を容易にしなければならない。

この規定は、元の国民に対する国籍回復の簡易化を認めたものである。すなわち、締約国は、八条により国籍を離脱した者、および七条により国籍を喪失した者に対して、国籍の回復を容易にしなければならない。ただし、九条は、国籍回復の権利まで認めたものではない。締約国が九条の義務を果しているか否かは、国籍取得の条件がかなり緩和されていることなど、一切の事情を考慮して判断されるべきである（報告書四一頁）。

第四章　国籍に関する手続

本章は、国籍の取得、保持、喪失、回復、証明に関する手続を規定している。ここでいう「証明」とは、各締約国の国内法で定められた国籍証明をいい、方法や形式を問わない（報告書四一頁～四二頁）。

ちなみに、EEC条約では、国籍の取得や喪失は原則として国内管轄事項であるという立場から、かような事項に関する規

定を置いていなかった。しかし、近年は、構成国の国民に対して、域内の自由移動（シェンゲン条約）やEU市民権（マーストリヒト条約）が認められ、その適用を受けるためには、構成国の国籍が必要とされている。そこで、理事会指令などの第二次共同体法は、構成国に対し、所持人の国籍を明記した身分証明書や旅券の交付・更新を義務づけている（報告書四二頁）。

第一〇条（申請の処理）

各締約国は、国籍の取得、保持、喪失、回復又は証明（書の交付）〔仏〕に関する申請が合理的な期間内に処理されることを確保しなければならない。

この規定は、国籍の取得、保持、喪失、回復、証明に関する申請が合理的な期間内に処理されるべきことを定めている。申請が合理的な期間内に処理されたか否かは、一切の事情を考慮して判断される。たとえば、国家承継における先行国の国民が居住国の国籍を取得するために申請を必要とする場合には、事態の緊急性からみて極めて速やかに処理がなされるべきである。いずれにせよ、申請の処理を待つ間は、ヨーロッパ人権条約八条による家庭生活の尊重を受ける権利などからみて、ほとんどの申請者は国内に留まる権利を有するであろう（報告書四二頁）。

ところで、移民・難民・人口問題委員会は、この規定の草案に対して、次のような疑問を提起していた。すなわち、この規定の文言は、行政の遅延や不確実性に対して、申請者に十分な保護を与えていないので、申請処理の具体的な期限を定めるべきであり、「合理的な期間内」という文言を「一年を越えない期間内」に代えるべきであると主張していた（Aguiar レポート三頁）。しかし、この主張は受け入れられなかった。

第一一条（決定）

各締約国は、国籍の取得、保持、喪失、回復又は証明（書の交付）〔仏〕に関する決定に書面により理由を付することを確保しなければならない。

この規定は、国籍に関するあらゆる決定について、書面により理由を付すべきことを定めている。この場合、少なくとも法律上の理由と事実上の理由の両方が必要である。ただし、法律上当然の国籍取得や喪失を単に登録する場合には、書面による理由は必要ない。また、国家の安全に関わる決定については、最低限の情報を記載するだけでよい。さらに申請が認められた

場合のように、申請者の意思や利益に合致した決定については、単に関係書類の送付や交付で足りるであろう。なお、若干の国の国内法は、国籍に関する決定を立法によって行うとしており、この規定に違反していると考えられる（報告書四二～四三頁）。

第一二条（審査を求める権利）

各締約国は、国籍の取得、保持、喪失、回復又は証明（書の交付）〔仏〕に関する決定について、国内法により行政上又は司法上の審査の途が開かれていることを確保しなければならない。

この規定は、国籍に関するあらゆる決定が行政審査または司法審査に服することを定めている。この規定により、個人は、国籍に関する決定に対し、不服申立をする権利を有する。ただし、この権利を実現するための手続は、各締約国の国内法に委ねられている。若干の国では、帰化の決定が立法によってなされ、不服申立の途が閉ざされているが、かようなケースについて条約に例外規定を設けることは、適切でないと判断された。このように不服申立の権利は、とくに重要であると考えられている。ちなみに、ヨーロッパ人権条約は民事上の法律扶助について規定していないが、公正な裁判を受ける権利に関する同条約六条一項により、たとえば事件が複雑であるため必要不可欠であることが証明された場合には、国家が弁護士費用の援助をすることが必要となることがある（報告書四三頁）。

なお、これに関連して、報告書四三頁は、一九七九年一〇月九日のAirey事件に関するヨーロッパ人権裁判所判決を引用している。この事件では、暴力をふるう夫との離婚を求めた貧しい女性に法律扶助を与えないことは、ヨーロッパ人権条約六条一項に違反すると判示された（Airey Case, 9 October 1979, ECHR, Series A, No.32）。

第一三条（手数料）

1　各締約国は、国籍の取得、保持、喪失、回復又は証明（書の交付）〔仏〕に要する手数料が合理的な範囲内であることを確保しなければならない。

2　各締約国は、行政上又は司法上の審査に要する手数料が申請者の障害とならないことを確保しなければならない。

この規定は、国籍の取得、保持、喪失、回復、証明に関する手数料について定めている。これには、申請書を入手すること、

それを処理させること、決定を受けることに関する手数料などが含まれる（報告書四三頁～四四頁）。

まず一三条一項は、これらの手数料が不合理な金額でないことを求めている。手数料が不合理であるか否かは、一切の事情を考慮して判断されるが、たとえば、行政コストは一つの指標である。これらの手数料の支払いは、国籍の取得、保持、喪失、回復を妨げる手段となってはならない（報告書四四頁）。

つぎに一三条二項は、行政審査や司法審査にかかる手数料が申請者にとって障害とならないことを求めている。ここでいう「障害とならない」という文言は、一項の「合理的」という文言と比べると、行政審査や司法審査の手数料については、締約国がより重い義務を負っていることを示している。

ちなみに、訴訟追行に要する費用は、本条の適用を受けないが、ヨーロッパ人権裁判所がAirey事件において述べた基準に注目すべきである（報告書四四頁）。このAirey事件では、アイルランドにおける離婚訴訟追行の費用が高すぎるため、裁判を受ける実効的な権利（effective right）が奪われていると判示された（Airey Case, 9 October 1979, ECHR, Series A, No.32）。また、裁判へのアクセスを容易にする措置に関するヨーロッパ評議会の勧告（No.R (81) 7）に掲げられた原則も参照すべきである。とくに訴訟費用に関する原則Dは、「訴訟を開始する条件として、国家のために、当該事件の性質からみて不合理な額の金銭を当事者に要求してはならない」と規定している（報告書四四頁）。

第五章　重国籍

本章は、重国籍について定めており、一九六三年条約との異同が注目される。この点について、Aguiarレポート三頁～四頁は、次のように述べている。

「一九六三年条約に規定された制限にもかかわらず、重国籍者の数は、次第に増えてきた。たしかに重国籍は、多数の移民にとって、両方の国で完全な市民権を享受できるのであるから、利点が多い。これに対して、最も頻繁に挙げられる欠点、すなわち両方の国における兵役義務は、ほとんどの関係者にとって、重要ではないと思われる。なぜなら、一九六三年条約などの多数の国際条約は、一つの国でのみ兵役義務を履行すればよい、としているからである。さらに統合という点では、新たに国籍を取得する者が従来の国籍を離脱しなければならないという要件は、潜在的な申請者を抑え込んでいるように思われる」。

「国家は、重国籍が関係国にとって忠誠（loyalty）の問題を生じる、と主張することが多い。委員会〔＝移民・難民・人口問題委員会－訳注〕が考えるに、一国への忠誠の概念は、とりわけヨーロッパ域内における人の移動が増えた結果、大幅に変化を遂げたのであり、かような変化は、国籍立法に反映されるべきである」。

「委員会は、この点で、本条約草案の重国籍に関する規定は以前と比べるならば、一定の前進であったと思う。本条約草案は、一九六三年条約を改正する一九九三年第二議定書の婚姻および出生による子どもの自動的国籍取得における国籍保持に関する規定を確認したが、同時に重国籍に賛成・反対いずれの立場もとらないようにして、署名国に二つの立場の選択を委ねた。委員会は、一九六三年条約の制限的な規定と比べて、これを前向きの変更と見ている。この問題について、ヨーロッパ諸国は非常に相異なる政策を採っているのであるから、本条約草案の起草者が採択した文言は、おそらく到達しうる最良の妥協であったと考える。しかし、委員会は、将来において、すべてのヨーロッパ諸国が原則として重国籍を認めることを期待する」。

ちなみに、一九九三年第二議定書一条により追加された一九六三年条約一条六項および七項は、次のように規定していた。

「6　第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、相異なる締約国の国民が婚姻した場合において、これらの締約国は、それぞれ自己の自由な意思により他方の配偶者の国籍を取得した配偶者が原国籍を保持すると定めることができる」。

「7　第二項の規定にかかわらず、未成年であり、かつ父母が相異なる締約国の国民である締約国の国民が、父母の一方の国籍を取得するときは、これらの締約国は、それぞれ当該国民が原国籍を保持すると定めることができる」。

これらの改正の経緯については、国友明彦「国籍の任意取得による重国籍－特にスイス法とストラスブール条約について」国際法外交雑誌九三巻五号二一頁以下参照。

第一四条（当然に重国籍となる場合）

1　締約国は、左のことを許容しなければならない。

a　出生により当然に相異なる国籍を取得した子どもが、これらの国籍を保持すること。

b　自国民が婚姻により当然に外国国籍を取得した場合に、この外国国籍を保持すること。

2　前項にいう国籍の保持は、この条約第七条の関連規定

の適用を妨げない。

この規定は、締約国が重国籍を認めるべき二つのケースを定めている。これらは、たとえ重国籍の防止を望む国であっても、一般に受け入れられており、まさに複数の国の法律が同時に適用される結果、自動的に起きるケースである。とりわけ一四条一項a号は、子どもの国籍について夫婦間の平等が達成されるべきであるという要請に基づいている。なお同号にいう「子ども」とは、二条c号によると、十八歳未満の者であり、子どもが成人に達した後は、一四条二項により、七条の関連規定、とりわけ外国に住む者と締約国との間の真正な結合関係の欠如による国籍の喪失を定めた七条一項e号が適用されうる（報告書四四頁～四五頁）。

第一五条（その他に重国籍となりうる場合）

この条約の規定は、締約国が国内法において左の事項につき定めることを妨げない。

a　外国国籍を取得し又は保有する自国民が、その（締約国の）〔仏〕国籍を保持するか、又は喪失するか。

b　その国籍の取得又は保持が外国国籍の離脱又は喪失を要件とするか否か。

この規定は、締約国が重国籍を認める権利を定めている。すなわち、締約国は、一四条以外のケースについても、重国籍を認めることができる。この点で、本条約は、重国籍が望ましいか否かという問題について、中立の立場をとっている。これは、若干の国がまだ重国籍を防止しようとしているが、多数のヨーロッパ諸国が重国籍を認めている現状を反映したものである。ただし、締約国が重国籍を認める権利は、それを否定する条約上の義務によって制限される。とりわけ一九六三年条約の第一章の適用を受ける国同士の間では、一定の場合以外の重国籍を認めることができない（報告書四五頁）。

第一六条（従来の国籍の保持）

締約国は、外国国籍の離脱又は喪失が不可能であるか若しくはそれを要求することが合理的でないときは、外国国籍の離脱又は喪失をその国籍の取得又は保持の要件としてはならない。

この規定は、外国国籍の喪失が不可能または困難である場合に、国籍の取得や保持を妨げてはならないことを定めている。外国国籍の喪失を事実上または法律上求めることが不合理であるか否かは、国籍取得を求められた締約国の当局が具体的なケース毎に判断すべきである。たとえば、難民は、一般に国籍の離脱または喪失のために本国に戻ったり、大使館や領事館に対してこれを求めることは期待できない。なお、本条はとくに国家承継の場合に重要であるため、一八条三項は、とくに本条を援用している（報告書四五頁～四六頁）。

第一七条（重国籍に関連する権利義務）

1　外国国籍を有する締約国の国民は、居住する当該締約国の領域内において、その締約国の他の国民と同一の権利を有し、義務を負うものとする。

2　この章の規定は、左に掲げる事項に影響しない。

a　外国国籍をともに有する自国民の一人に対する締約国の外交的又は領事的保護に関する国際法規則

b　重国籍の場合に関する各締約国の国際私法規則の適用

この規定は、重国籍者の権利義務について定めている。

一七条一項は、重国籍者がその居住国において単一国籍者と平等の扱いを受けることを定めている。平等に扱われるべき権利義務としては、選挙権、財産権、兵役義務などが挙げられる。ただし、これらの権利義務は、条約によって変更されることがある。たとえば、兵役義務に関する本条約第七章がそれである（報告書四六頁）。

なお、この規定に関連して、移民・難民・人口問題委員会は、外国に居住する国民が本国の国民と平等の扱いを受けるべきであると主張していた。たとえば、若干の国では、一定期間以上、本国を離れていた国民に対しては、選挙権を認めていない。同委員会は、今すぐに、かような平等権を定めた規定を本条約に加えるべきであるとは主張しないが、将来においては、これが広く認められることを期待するとしている（Aguiar レポート五頁）。

一七条二項は、本章の規定が外交的保護に関する国際法のルールや国際私法に影響しないことを定めている。たとえば、一九三〇年の国籍法抵触条約四条は、「国家は、自国民がともにその国籍を有する他の国家に対して、その者のために外交的保護を行使することができない」と規定しており、これが国際法の

一般原則である。ただし、子の奪取の場合のように、例外的に、他の国籍をあわせ持つ自国民のために保護を与えることができることもある。また、あるEU構成国が第三国に外交官を派遣していない場合に、その国の国民に対して、他のEU構成国が保護を与えることができる、という事実も考慮すべきである（報告書四六頁）。

第六章　国家承継と国籍

本章は、国家承継から生じる国籍問題を規定している。一九七八年の「条約についての国家承継に関するウィーン条約」では、国家承継とは、領域の国際法上の責任が一国から他国へ移ることであると定義されている。本条約の規定は、現在の一般的な国際慣行にもとづき、一般原則を定めている。ただし、国家は、これらの規定を実施する際の適当な方法を決定することができる（報告書四六頁～四七頁）。

これらの規定は、直接個人には適用されないが、その目的は、単に領土の変更があったからというだけで、その地域に住む人々が不利益を受けないようにすることである。また、これらの規定は、締約国が承継国であるか、それとも先行国であるかを問わないが、その性質上、とりわけ承継国である場合に適用される（報告書四七頁）。

本章の主たる関心事は、一八条一項でとくに強調されている無国籍の防止であり、それゆえ、国家承継の場合における国籍の付与または維持が焦点である。その意味で、本章は、一九六一年の無国籍の減少に関する条約一〇条のような既存の条約の強化を目的としている（報告書四七頁）。

ただし、ほぼ同様の文言であった草案について、諮問会議からは、次のような疑問が出されていた。すなわち、国家承継に関する本章の規定は、あまりに簡略であり、一般的すぎる。基本的な原則は述べられているが、多くは国家の裁量に委ねられている。具体的には、国家承継の様々な形態およびそれらに共通する特徴を盛り込んだ定義を定めるべきであった。かような定義は、一九八九年以降の中東欧諸国の状況およびこれらの諸国に課された義務を明らかにするために必要である。また、先行国の国民の権利や彼らに対する保障をより手厚くすべきであり、たとえば政治的権利や社会権を享受できるようにすべきである。ちなみに、法による民主主義に関するヨーロッパ委員会（ベネチア委員会）は、一九九六年九月一三日および一四日の会議において、国家承継の国籍に対する影響に関する報告書お

よび宣言を採択した。このベネチア委員会が採択した「国家承継と自然人の国籍に対する影響に関する宣言」は、本条約草案と全く矛盾しない内容であった。その規定、とりわけ国家承継の定義および若干の原則（国籍の剥奪または国籍付与の拒否に対する「実効的救済」の概念）は、本条約草案にも取り入れられるべきであった（Fogaś レポート一四頁～一五頁。同三頁も参照）。

第一八条（原則）

1　国家承継の場合の国籍問題については、関係の各締約国は、法の支配の原則、人権に関する規則並びにこの条約の第四条、第五条及びこの条の第二項に規定された、とりわけ無国籍の防止に関する原則を尊重しなければならない。

2　国家承継の場合の国籍の付与又は維持を決定するにあたっては、関係の各締約国は、とくに左に掲げる事項を考慮しなければならない。

a　その者と国家との間の真正かつ実効的な結合関係

b　国家承継の時点におけるその者の常居所

c　その者の意思

d　その者の領域的出身

3　国籍の取得が外国国籍の喪失を要件とするときは、この条約の第一六条の規定が適用されるものとする。

この規定は、国家承継によって生じるあらゆる国籍問題について、締約国が従うべき原則を定めている。また他の章の規定も、一般に国家承継の場合に適用される。本条は、住民の国籍が領域主権の変更に従うという国際法上の推定を前提として見る必要がある（報告書四七頁）。

一八条一項は、法の支配の原則および人権に関する規則の尊重という一般原則を挙げているが、これらは、ヨーロッパ評議会の使命の一部である。この点で、ヨーロッパ評議会規約、とりわけ「すべてのヨーロッパ評議会構成国は、法の支配の原則並びにその領域内にいるすべての者が人権及び基本的自由を享受するという原則を受け入れなければならない」と定める第三条、ヨーロッパ人権条約および議定書の諸規定、ヨーロッパ人権裁判所の判例を考慮しなければならない（報告書四七頁～四八頁）。

国籍法の分野において「法の支配」の概念がどのように関連

しているかは、各国の法的伝統を考慮する必要があるが、原則的な規準はいくつか挙げることができる。たとえば、確実な法的根拠によって決定がなされるべきこと、法律は（国家利益の保護の観点だけでなく）市民の権利保護の観点から解釈されるべきこと、個人に影響を与える国家の措置は、とりわけ処罰や個人の権利に影響を与えるものである場合には、相当性が保たれること、法律が予見可能であり、個人がその行為の法的結果を予測できること、法律は起草の精神に従って解釈されるべきことなどである（報告書四八頁）。

さらに法の支配に関する指導原理は、裁判の迅速および公正について定められたヨーロッパ評議会の様々な文書や、とりわけヨーロッパ人権条約六条一項の公正な裁判を受ける権利に関するヨーロッパ人権裁判所の判例に見られる。最後に、一八条一項は、本条約の四条、五条、一八条二項の原則に言及している。これらの原則は、いずれも一般的に重要なものであるが、主たる関心事は、無国籍の防止である（報告書四八頁）。

一八条二項は、国家承継に伴い、締約国が国籍の付与または維持の決定をする際に考慮すべき要素を定めている。いずれの要素も、具体的な状況に応じて勘案されるべきである。まずａ号の「真正かつ実効的な結合関係」とは、ノッテボーム事件に関する国際司法裁判所判決によって初めて使われた用語である。これは、個人と国家の間の「実質的結合」を意味する。したがって、国籍という法的紐帯は、個人と国家の間の真正な結合と一致しなければならない。つぎにｂ号の「国家承継の時点におけるその者の常居所」とは、先行国の領域内における常居所を意味する。「合法的居住」は要求されていないが、国家承継の直前に先行国の国民であった者は、合法的居住者であったという推定が働く。さらにｃ号は、当事者の意思を考慮すべきことを定めている。具体的には、国籍選択権を与えることや、意思に反する国籍の付与をしないことなどが求められる。最後にｄ号の「領域的出身」とは、種族的出身や社会的出身ではなく、本人の出生地、両親や祖父母の出生地や国籍を意味する。その点では、出生地主義や血統主義により国籍取得を決定する際の規準と同様である（報告書四九頁）。

一八条三項は、承継国の国籍取得に際して、外国国籍の喪失が要件となっている場合には、本条約の一六条が適用されることを確認的に規定している。すなわち、かような外国国籍の喪失が不可能であるか、またはこれを要求することが不合理である場合には、これを国籍取得の要件としてはならない。本項は、とりわけ一定の場合に重国籍を認めない国において重要であろ

う（報告書四九頁）。

第一九条（国際的な協定による解決）

国家承継に際して、関係の締約国は、相互の協定により、また場合によっては、他の関係国との間の協定により、国籍に関する事項を規律することに努めなければならない。この協定は、この章に規定し又は援用された原則及び規則を尊重しなければならない。

この規定は、国籍問題について、承継国間の協定による解決を支持し、かような協定がこの条約の本章の規定に従うことを求めている（報告書五〇頁）。

第二〇条（国民でない者に関する原則）

1　各締約国は、左に掲げる原則を尊重しなければならない。

a　主権が承継国に移行した領域内に常居所を有し、かつ承継国の国籍を取得しなかった先行国の国民は、承継国に留まる権利を有する。

b　前号に該当する者は、社会的及び経済的権利について承継国の国民と同一の待遇を受けるものとする。

2　各締約国は、公権力の行使を伴う公務への就任については、前項に該当する者を除外することができる。

この規定は、先行国の国民で承継国の国籍を取得しなかった者の永住権を認めたうえで（一項a号）、かような永住者の権利を定めている（同項b号）。これには、国籍取得の申請をしてその結果を待っている者、かかる申請が却下された者、かかる申請をしなかった者が含まれる。また、本条の見出しにいう「国民でない者」とは、次のすべての要件を満たす者をいう。すなわち、先行国の国民であって承継国の国籍を取得しなかったこと、国家承継の時に承継国の領域内に常居所を有していたこと、引き続き承継国の領域内に居住していることである（報告書五〇頁）。

二〇条一項b号は、社会的・経済的権利について定めている。すなわち、締約国は、「国民でない者」が国家承継の前と同様の日常生活を送れるようにしなければならない。社会的・経済的権利のうち最も重要なものは、働く権利と移動の自由である。これらに関連する規定は、さらに定住に関するヨーロッパ条約およびヨーロッパ社会憲章にもある。この社会的・経済的権利

を享受する前提となるのは、a号に規定された承継国にとどまる権利である。この権利は、居住権（right of residence）とか定住の自由（freedom of establishment）とも言われることがある。また、これらの者は、一般にヨーロッパ人権条約八条により家庭生活の尊重を受ける権利を有しており、この規定が適用される場合には、たとえ国民でない者であっても、国外追放されないことを想起すべきである（報告書五〇～五一頁）[1]。

二〇条二項は、社会的・経済的権利に関する平等原則の例外を定めている。すなわち、締約国は、「国民でない者」の公務への就任について、その職務が公権力の行使を伴う場合に限り、それを禁止することができる。この文言は、ヨーロッパ共同体裁判所の判決にならったものである（Commission of the European Communities v. Kingdom of Belgium, 26 May 1982, Case 149/79）[2]。この例外は、職務が国家の一般利益保護の責任を伴う公法上の権力行使である場合に限られる。かような場合には、職務がそれだけ微妙であるため、国籍の保有を要件とすることが許される（報告書五一頁）。

（1）報告書五一頁注1は、これに関連して、次のようなヨーロッパ人権裁判所の判決を引用している。Berrehab, 21 June 1988, Vol.138; Moustaquim, 18 February 1991, Vol.193; Beldjoudi, 26 March 1992, Vol.234-A; Nasri, 13 July 1995, Vol.324; Gül, 19 February 1996 (Report of judgments and decisions, 1996-II).

（2）報告書五一頁注2は、さらに次のようなヨーロッパ共同体裁判所の判決を引用している。Commission of the European Communities v. Luxembourg, C-473/93, 2 July 1996; Commission of the European Communities v. Belgium, C-173/94, 2 July 1996; Commission of the European Communities v. Greece, C-290/94, 2 July 1996.

第七章　重国籍の場合の兵役義務

本章は、重国籍の場合の兵役義務に関する一九六三年条約第二章、ならびに代替的役務および兵役義務の免除に関する一九七七年の改正議定書の規定を、ほとんどそのまま取り入れたものである。ただし、一九六三年条約および一九七七年議定書で使われていた「通常の居所（ordinary residence）」という用語は、この条約の他の章でも使われ、より一般的な「常居所（habitual residence）」という用語に置き換えられた。これは、概念を変更する趣旨ではなく、フランス語の条文では一九六三

年条約でも使われ、その他の最近の条約でよく使われている"résidence habituelle"と平仄を合わせたものである。本章の全部または一部を受け入れた締約国は、おそらく一九六三年条約第二章の批准も検討するであろう。その結果、一九六三年条約第二章だけを受け入れた国の重国籍者も、これらの共通の原則の恩恵を受けるであろう（報告書五一頁～五二頁）。

ただし、ほぼ同様の文言であった草案について、諮問会議からは、次のような疑問が出されていた。すなわち、徴兵制度を採用している多数の国が一九六三年条約に署名していないので、これらの国が今回の条約を受け入れるのかは、疑問である。他方で、ほとんどの国は、すでに徴兵制度を廃止しているか、または廃止しようとしており、徴兵制度が残っている国でも、代替的役務が導入されている。さらに若干の国は、良心的兵役拒否を認めている。そこで、草案二二条（条約二一条）をよりアップツーデイトに修正し、良心的兵役拒否の概念を導入することが勧告されていた。また、本章の適用を排除する宣言を認めた規定（草案二七条、条約二五条）に対して、遺憾の意が表明されていた（Fogasレポート一一頁。同三頁も参照）。

第二一条（兵役義務の履行）

1　二以上の締約国の国籍を有する者は、これらの締約国の一についてのみ兵役義務の履行を求められるものとする。

2　前項の実施方法は、（関係する）〔仏〕締約国間の特別の協定により定めることができる。

3　すでに締結されたか、又は将来締結される特別の協定（に別段の定め）〔英〕がない限り、左に掲げる規定が二以上の締約国の国籍を有する者に適用される。

a　かかる者は、その領域内に常居所を有する締約国の兵役に服する。ただし、その者は、十九歳までに、この締約国により要求される現役の兵役期間と同等以上の通算の実働期間について、国籍を有する別の締約国の兵役に志願することを選択できる。

b　かかる者は、その国籍を有しない締約国又は締約国でない国の領域内に常居所を有するときは、その者が国籍を有する締約国のうちから、兵役義務を履行する国を選択することができる。

c　前二号の規定に従い、一の締約国について、その締約国の法令に規定された条件のもとで、兵役義務を履

行すべき者は、その者がともに国籍を有する他の締約国についても兵役義務を履行したものとみなす。

d　かかる者が国籍を有する締約国間において、この条約が効力を生じる前に、これらの締約国の一について、その締約国の法令に従い兵役義務を履行したときは、その者がともに国籍を有する他の締約国についても同一の義務を履行したものとみなす。

e　a号に従い、かかる者が国籍を有する締約国の一について現役の兵役義務を履行し、後にその者が国籍を有する他の締約国の領域内に常居所を移したときは、後者の締約国についてのみ予備役に服する。

f　この条の適用は、いかなる面でも、その者の国籍に影響を及ぼさない。

g　締約国の一による国家総動員の場合には、この条から生じる義務は、当該締約国を拘束しないものとする。

この規定は、重国籍の場合の兵役義務の履行について定めている。最も重要なルールは、二一条一項に定められており、それによると、複数の締約国の国籍を有する者は、そのうちの一つの国についてのみ兵役義務を履行すればよい。通常は、その者が常居所を有する国で兵役義務を履行するであろう。ただし、自分が国籍を有する他の締約国での兵役を選択することもできる（報告書五二頁）。

第二二条（兵役義務の免除又は代替的役務）

すでに締結されたか、又は将来締結される特別の協定（に別段の定め）〔英〕がない限り、左に掲げる規定が二以上の締約国の国籍を有する者に適用される。

a　前条第三項c号は、兵役義務を免除されたか、又は代替的役務を履行した者に適用する。

b　徴兵制のない締約国の国籍を有する者が、その締約国の領域内に常居所を有するときは、兵役義務を終えたものとみなす。ただし、関係する各締約国が署名の時又は批准書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に通告する一定の年齢まで、その常居所が維持されなかったときは、その者がともに国籍を有し、かつ兵役義務を求めている締約国との関係では、兵役義務を終えなかったものとみなす。

c　徴兵制のない締約国の国籍を有する者は、その者が

ともに国籍を有する他の締約国の現役の兵役義務期間と同等以上の通算の実働期間について、前者の締約国の軍隊に志願して入隊したときは、どこに常居所を有するかを問わず、兵役義務を終えたものとみなす。

この規定は、兵役義務の免除および代替的役務について定めている。まず二二条a号によると、ある締約国で兵役義務を免除されたか、または代替的役務を履行した者は、他の国籍国での兵役義務を終えたものとみなされる。また二二条b号によると、重国籍者が徴兵制のない国籍国に常居所を有する場合には、徴兵制のある他の国籍国との関係でも、兵役義務を終えたものとみなされる（報告書五二頁）。

第八章　締約国間の協力

第二三条（締約国間の協力）

1　締約国の主務官庁は、締約国間の協力を促進するために、左に掲げる義務を負う。

a　無国籍及び重国籍の状況を含む国籍に関する国内法についての情報並びに条約の適用に関する進展についての情報をヨーロッパ評議会の事務総長に提供すること。

b　国籍に関する国内法についての情報及び条約の適用に関する進展についての情報を、請求にもとづき相互に提供すること。

2　締約国は、あらゆる関連問題を処理し、かつ国籍及び関連事項に関する法的原則並びに慣行の漸進的発展を促進するため、ヨーロッパ評議会の適当な政府間組織の枠組みにおいて、締約国間並びに他のヨーロッパ評議会構成国との間で協力しなければならない。

この規定は、締約国間の協力を促進するための義務を定めている。

まず二三条一項a号によると、締約国の主務官庁は、ヨーロッパ評議会の事務総長に対し、無国籍、重国籍などのあらゆる国籍に関する情報、および本条約の適用状況に関する情報を提供する義務を負う。これにもとづき、事務総長は、すべての関連情報を全締約国に提供することになっている（三一条参照）。すでに多数の情報が寄せられ、ヨーロッパ国籍文書センター（EURODOC）に保管されている。このセンターは、ほと

んどすべてのヨーロッパ諸国の国籍法情報および文書を管理しており、これらの国籍法の概要をまとめた"European Bulletin on Nationality"を発行している。さらに同項b号によると、締約国の主務官庁は、個別の請求に応じて、国籍に関する情報および本条約の適用状況に関する情報を相互に提供する義務を負う（報告書五三頁）。

つぎに二三条二項は、締約国がヨーロッパ評議会の適当な政府間組織の枠組みの中で互いに協力すべきことを定めている。現に、本条約の準備を担当した国籍専門家委員会は、この分野に関するヨーロッパ評議会の専門機関であり、ほとんどすべてのヨーロッパ諸国がメンバーまたはオブザーバーを派遣している（報告書五三頁）。

第二四条（情報の交換）

各締約国は、情報保護に関する法令が許す限りで、同じ宣言をした他の締約国に対し、その締約国の国民による国籍の任意取得を通知する旨をいつでも宣言することができる。この宣言は、締約国がかかる情報を提供する条件を定めることができる。この宣言は、いつでも撤回することができる。

この規定は、ある締約国の国民が他の締約国の国籍を任意に取得した場合の情報交換について定めている。かような情報は、とりわけ重国籍防止政策を採用する国にとって重要である。締約国は、かような情報を提供する義務はないが、いつでも情報提供をしたい旨の宣言をすることができる（報告書五三頁）。

この宣言がなされてから実際に情報が提供されるまでには、さらに幾つかの要件を満たさなければならない。第一に、情報は、相互主義にもとづき、同じ宣言をした締約国に対してのみ提供される。第二に、情報提供国が宣言において定めた要件を充足しなければならない。第三に、情報提供国のデータ保護に関する法律を遵守しなければならない。第二と第三の要件には、とりわけ個人データの自動処理、個人のプライバシーや人権の保護に関する国内法が含まれる。本条は、情報受取国がさらに詳細な情報を求めることを妨げないが、かような要求に応えるか否かは、情報提供国の裁量に任されている（報告書五三頁～五四頁）。

この規定との関連では、一九六三年条約の追加議定書および一九六四年の国籍取得についての情報交換に関する国際戸籍委

員会条約が考慮された。追加議定書および一九六四年条約は、まさにある国の国民が他の国の国籍を取得した場合の当事国間の情報交換について規定している。追加議定書はモデル書式を定め、これを国籍取得の日から六か月を超えない期間内に作成し送付するとしている。一九六四年条約もモデル文書を定めており、これを国籍取得の日から三か月以内に送付するとしている。しかし、これらの条約があまり利用されていないため、本条約に情報交換に関する規定が置かれたのである（報告書五四頁）。

なお一九六四年条約の翻訳としては、山内惟介「国際戸籍委員会（CIEC）の協定および協定案について(3)」戸籍時報二二〇号三七頁以下がある。

第九章　条約の適用

第二五条（条約の適用に関する宣言）

1　各国は、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この条約の第七章を適用しない旨を宣言することができる。

2　第七章の規定は、それが効力を有する締約国間においてのみ適用する。

3　各締約国は、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書において適用を除外した第七章の規定を再び適用する旨を、後にいつでも、ヨーロッパ評議会の事務総長に通告することができる。この通告は、それを受領した日から効力を生じる。

この規定は、第七章の適用を排除する宣言を、締約国に認めている。この宣言をしなかった国は、いくつかの留保は可能であるにせよ、この条約全体の適用に同意したものであることが暗黙の了解となる。第七章は、相互主義により、これを受け入れた国の間でのみ適用される（報告書五四頁～五五頁）。

第二六条（この条約の効力）

1　すでに発効したか、又は将来発効するであろう国内法及び拘束力ある国際的文書の規定は、国籍の分野において、より有利な〔英〕＝多くの〔仏〕権利を個人に与えるか、若しくは与えるであろうときは、この条約の規定

により、その適用を妨げられない。

2　この条約は、左に掲げる文書に拘束された締約国間の関係においては、これらの文書の適用を妨げない。

a　重国籍の場合の減少及び重国籍の場合における兵役義務に関する一九六三年の条約並びにその議定書

b　この条約に反しない限り、その他の拘束力ある国際的文書

二六条一項によると、国籍に関して条約よりも多くの権利を個人に認めた国内法や国際的文書の適用は妨げられない。すなわち、本条約は、これらの権利を制限するように解釈されてはならない。「より有利な権利」とは、個人が条約によるよりも有利な地位に置かれる可能性を意味する。たとえば、締約国の国籍取得に関する規定による場合などである（報告書五五頁）。

二六条二項によると、本条約は、一九六三年条約および同議定書の締約国間では、これらの適用を妨げない。各国は、いずれの条約の締約国になることもできる。一九六三年条約と本条約は矛盾しないが、これらの条約と締約国の国内法の関係は、とりわけ重国籍に関して異なりうる。たとえば、本条約一四条や一九六三年条約に規定された場合以外にも重国籍を認める国内法を有する国は、一九六三年条約第一章に拘束されることは望まないかもしれないが、本条約は受け入れるであろう（報告書五五頁）。(1)

(1)　一九九九年一一月二日現在で、一九六三年条約は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリスの一三か国によって批准されている。モルドバおよびポルトガルは署名のみである。またアイルランド、スペイン、イギリスの三か国は、重国籍の防止に関する第一章の適用を留保し、兵役義務に関する第二章のみを適用する宣言を行っている。さらに一九九三年の第二改正議定書は、フランス、イタリア、オランダの三か国によって批准されている。ヨーロッパ評議会のウェブサイト（http://www.coe.fr/tablconv/43t.htm; http://www.coe.fr/tablconv/reservdecl/dr43e.htm; http://www.coe.fr/tablconv/149t.htm）参照。

第一〇章　最終条項

第二七条（署名及び効力発生）

1　この条約は、ヨーロッパ評議会の構成国、及びこの条約の作成に参加した非構成国による署名のために開放しておく。これらの国は、左のいずれかの署名に拘束される旨の同意を表明することができる。

a　批准、受諾又は承認を条件としない署名

b　批准、受諾又は承認が後にあることを条件とした署名

批准書、受諾書又は承認書は、ヨーロッパ評議会の事務総長に寄託される。

2　この条約は、三のヨーロッパ評議会構成国が前項の規定に従いこの条約に拘束される旨の同意を表明した日から、三月の期間が経過した日の翌月の最初の日に、この条約に拘束される旨の同意を表明したすべての国について、効力を生じる。

3　後にこの条約に拘束される旨の同意を表明した国については、この条約は、署名の日又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の日から三月の期間が経過した日の翌月の最初の日に、効力を生じる。

二七条一項によると、本条約は、その作成に参加したヨーロッパ評議会の非構成国による署名のためにも開放されている。その非構成国とは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、グルジア、バチカン市国、キルギスタン、アメリカ合衆国である（報告書五六頁）。

二七条二項によると、本条約は、ヨーロッパ評議会構成国のうち三か国が条約に拘束される意思を表明した日から、三か月を経過した日の翌月の最初の日から発効する。本条約の重要性からみて、発効を遅らせるべきではないと考えられたのである。いずれにせよ、発効に要する批准国数は、ヨーロッパ評議会の条約において通常要求される数に従っている（報告書五五頁）。

第二八条（加入）

1　この条約の効力発生後、ヨーロッパ評議会の閣僚委員会は、この条約の作成に参加しなかったヨーロッパ評議会非構成国に対し、この条約への加入を呼びかけることができる。

2　加入国については、この条約は、ヨーロッパ評議会の事務総長に加入書を寄託した日から三月の期間が経過し

た日の翌月の最初の日に、効力を生じる。

この規定は、本条約への加入について定めている。すなわち、とりわけ国家間の協力が必要である場合、多数の国の加入を認めることが重要であるから、本条約は、発効後、前条の適用を受けない非構成国による加入のためにも開放されうる（報告書五六頁）。

第二九条（留保）

1　この条約の第一章、第二章及び第六章の規定については、一切の留保を認めない。国家は、この条約の趣旨及び目的に反しない限り、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、その他の規定について一又は複数の留保を付することができる。

2　一又は複数の留保を付する国は、ヨーロッパ評議会の事務総長に対し、関連する国内法の内容若しくはその他の関連情報を通告しなければならない。

3　第一項に従い一又は複数の留保を付した国は、事情が許す限り速やかに、留保の全部若しくは一部の撤回を検討しなければならない。この撤回は、ヨーロッパ評議会の事務総長への通告によってなされ、その受領の日に効力を生じる。

4　第三〇条第二項にいう宣言において指定された領域に対し、この条約の適用を及ぼす国は、当該領域について、前二項の規定に従い、一又は複数の留保を付することができる。

5　この条約の第七章のいずれかの規定について留保を付した締約国は、他の締約国が自らこれらの規定を受容した範囲内でのみ、その締約国がこれらの規定を適用することを求めることができる。

二九条一項によると、この条約の核である第一章、第二章、第六章については、留保が許されないが、その他の規定に関する留保は、本条約の趣旨および目的に反しない限りで許される（後者の点については、ウィーン条約法条約一九条c号も参照）。本条約の趣旨は、第一条に規定されている。また目的としては、無国籍の防止、国籍に関する適正手続の保障、締約国と真正な結合関係を有する者がその国籍を取得できること、国籍の喪失を正当な場合にのみ限定すること、重国籍者が一つの

国においてのみ兵役義務を履行すれば足りることなどが含まれるが、これらに限定されない。さらに条約の前文も参照すべきである（報告書五六頁）。

留保は一般に望ましくないので、留保を希望する締約国は、次の二つの義務を負う（二九条二項・三項）。一つは、事務総長に対し、関連する国内法の内容またはその他の関連情報を通告することであり、もう一つは、事情が許す限り速やかに留保の全部または一部の撤回を検討することである（報告書五六頁）。

ところで、諮問会議は、かつてヨーロッパ評議会の条約に対する構成国による留保に関する勧告一二二三（一九九三）を出したことがある。そこでは、留保により条約への参加が容易になる一方で、条約の一体性・一貫性・効力が損なわれることが指摘されていた。すなわち、締約国は、もはや同一の文書によって拘束されていないのであるから、結局のところ、「法の調和および統一という目的は達成されない」おそれがあった。そこで、諮問会議は、「ヨーロッパ評議会の条約に関する留保の数は、かなり減らすことが望ましく、必要でさえある」と考え、とりわけ「留保の有効期間を最大一〇年に制限すること」を勧告していた（Fogasレポート一二頁～一三頁）。

これに対して、本条約の草案は、留保をひじょうに緩やかに認めており、「この条約の趣旨及び目的に反しない限り、…一又は複数の留保を付する」ことができるとしていた。そこで改めて、諮問会議は、留保の余地が広すぎること、できるだけ多くの批准を集めたいからといって、条約の目的および有効性を犠牲にしていることを指摘した。そして、留保の有効期間を最大一〇年とすることを提案していた（Fogasレポート一三頁。同三頁も参照）。

第三〇条（領域的適用）

1　国家は、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この条約が適用される領域を指定することができる。

2　国家は、後にいつでも、ヨーロッパ評議会の事務総長への宣言により、その外交関係について責任を負うか、又はそれに代わって条約を締結する権限のある他の領域を指定し、この条約の適用を当該領域に及ぼすことができる。

かかる領域については、この条約は、事務総長による

宣言受領の日から三月の期間が経過した日の翌月の最初の日に、効力を生じる。

3　前二項によりなされた宣言は、事務総長への通告により、その宣言において指定された領域について撤回することができる。この撤回は、事務総長による通告受領の日から三月の期間が経過した日の翌月の最初の日に、効力を生じる。

この規定は、本条約の適用領域の指定について定めているが、念頭に置いているのは、主に海外領土である。締約国が本国の領域の一部を条約の適用範囲から除外することは、この条約の精神に反するからである（報告書五七頁）。

第三一条（廃棄）

1　締約国は、いつでも、ヨーロッパ評議会の事務総長への通告により、この条約の全部又は第七章のみを廃棄することができる。

2　この廃棄は、事務総長による通告受領の日から三月の期間が経過した日の翌月の最初の日に、効力を生じる。

この規定は、締約国が本条約の全部または第七章だけを廃棄することを可能としている（報告書五七頁）。

第三二条（事務総長による通告）

ヨーロッパ評議会の事務総長は、ヨーロッパ評議会構成国、署名国、締約国及びこの条約に加入したその他の国に対し、左に掲げる事項を通告しなければならない。

a　署名

b　批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

c　この条約の第二七条又は第二八条によりこの条約が効力を生じた日

d　この条約の第二九条の規定に従い付された留保及び留保の撤回

e　この条約の第二三条ないし第二五条及び第二七条ないし第三一条の規定に従いなされた通告又は宣言

f　この条約に関するその他のあらゆる行為、通告又は通知

この規定は、本条約の受寄者であるヨーロッパ評議会の事務総長に対し、ある国が本条約に関してとった措置についての情

報をその他の国に通告する義務を負わせている（報告書五七頁）。

以上の証拠として、この件について正当な権限を有する下記の者は、この条約に署名した。

一九九七年一一月六日にストラスブールにおいて、等しく正文である英語及びフランス語により、ヨーロッパ評議会の公文書館に寄託されるべき一通を作成した。ヨーロッパ評議会の事務総長は、各ヨーロッパ評議会構成国、この条約の作成に参加した非構成国、及びこの条約への加入を呼びかけられた国に対し、その認証謄本を送付する。